

2023年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 祐 一 郎
(コード番号：6172 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 原 大 輔
(TEL. 03-5962-6450)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年4月25日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2023年4月25日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について、本日開催の臨時株主総会(以下「本総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2023年6月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年6月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2023年4月25日付プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,745,960株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

13,729,796株

(注) 当社は、2023年4月25日開催の取締役会において、2023年6月30日付で自己株式217株(2023年4月24日現在、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

13,729,801株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2023年2月13日付で公表した「2022年12月期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2022年12月31日現在の発

行済株式総数 (13,730,018 株) から、当社が 2023 年 6 月 30 日付で消却を行う予定の自己株式の数 (217 株) を控除した株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 O d e s s a 12 (以下「公開買付者」といいます。) 以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第 235 条第 1 項の規定により当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2023 年 6 月 30 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2023 年 2 月 14 日から 2023 年 3 月 29 日までを買付け等の期間として行った当社株式、本新株予約権(注 1) 及び本新株予約権付社債(注 2) に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 889 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注 1) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2019 年 1 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 14 回新株予約権(以下「第 14 回新株予約権」といいます。)
- ② 2019 年 10 月 11 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 15 回新株予約権(以下「第 15 回新株予約権」といいます。)

(注 2) 「本新株予約権付社債」とは、2019 年 10 月 11 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債をいいます。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 O d e s s a 12

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社きらぼし銀行（以下「きらぼし銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された本銀行融資に係る2023年2月13日付け融資証明書を確認し、その後、公開買付者及びきらぼし銀行の間で本銀行融資に係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認した結果、公開買付者が本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、公開買付者によれば、上記金銭消費貸借契約を締結した2023年3月30日以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのこと等から、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2023年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年7月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2023年9月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2023年6月30日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を

定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第6条（単元株式数）、定款第7条（単元未満株主の売渡請求）及び定款第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- ③ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更の内容等は、2023年4月25日付プレスリリースをご参照ください。また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2023年7月1日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

- ① 本総会開催日 2023年5月19日（金）
- ② 整理銘柄指定日 2023年5月19日（金）
- ③ 当社株式の売買最終日 2023年6月28日（水）（予定）
- ④ 当社株式の上場廃止日 2023年6月29日（木）（予定）
- ⑤ 株式併合の効力発生日 2023年7月1日（土）（予定）

以 上